

3-2 木造建築物の接合金物について

法第 20 条、令第 45 条第 3 項、令第 47 条、平成 12 建告第 1460 号

【内 容】

木造建築物に使用する金物については、JIS規格によるもののほか、同等以上の性能を有する材料や構造によることができる。なお、使用できる接合金物については、Zマーク表示金物等のほか平成12年5月31日建告第1460号に定める金物と同等以上の耐力を有することが確認された金物であって、法に基づく指定性能評価機関による信頼性の高い試験が行われたものとする。

【解 説】

1 使用できる接合金物について

(1) (公財) 日本住宅・木材技術センターが定めるZマーク表示金物等

	名 称	工 法
承認制度	Z マーク表示金物	木造軸組工法
	C マーク表示金物	枠組壁工法
	M マーク表示金物	丸太組工法
	X マーク表示金物	CLT パネル工法
同等認定制度	D マーク表示金物	—
性能認定制度	S マーク表示金物	—

(2) 指定性能評価機関により試験・評価されたもの

- ・(公財) 日本住宅・木材技術センター (Z マーク表示金物等を除く)
- ・(一財) 建材試験センター
- ・(一財) 日本建築総合試験所
- ・(一財) ベターリビング
- ・ハウスプラス確認検査 (株)

2 接合金物の使用時における注意点について

(1) 指定性能評価機関により評価された接合金物を使用する場合

認定条件 (試験体の材種、材寸、金物の固定方法など) の仕様を確認し、同等以上の耐力が確保されるよう現場施工に反映させること。

(2) 指定性能評価機関による認定条件と同等以上と判断することが難しい場合

- ・平成 12 年 5 月 31 日建告第 1460 号ただし書きに基づき構造計算を行い、構造耐力上安全であることを確認すること。
- ・指定性能評価機関で評価された耐力値については、「基準耐力」や「許容耐力」のように評価手法等により性格の違う値が示されていることがあることから、構造計算に用いる際には、破壊状況・耐久的措置等の要因を考慮すること。

(3) HD 接合金物 (10kN 超) を土台に緊結する場合

柱に取り付く耐力壁の仕様により 10kN を超える耐力が必要となる柱脚部では、柱に大きな引抜き力が生じるため、土台が基礎から持ち上がらないこと等の安全性を確認すること。

◆確認事項の例

- アンカーボルトの引張耐力が足りていること。
- 座金のめり込み面積が足りていること。
- 土台が曲げに耐えられること。(土台の腐朽具合等の確認も含む。)

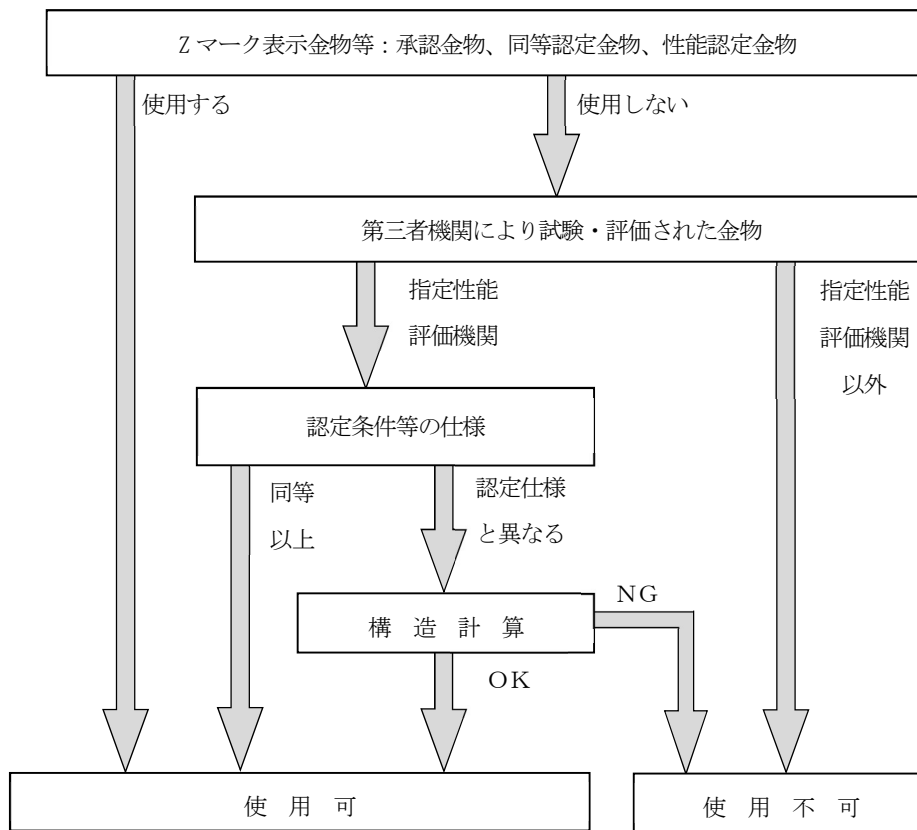


図1 接合金物の使用条件確認フロー

【参 考】

- ・「2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書 (P129～)」
- ・「木造軸組構法住宅の構造計画 (P41)」(公財) 日本住宅・木材技術センター